

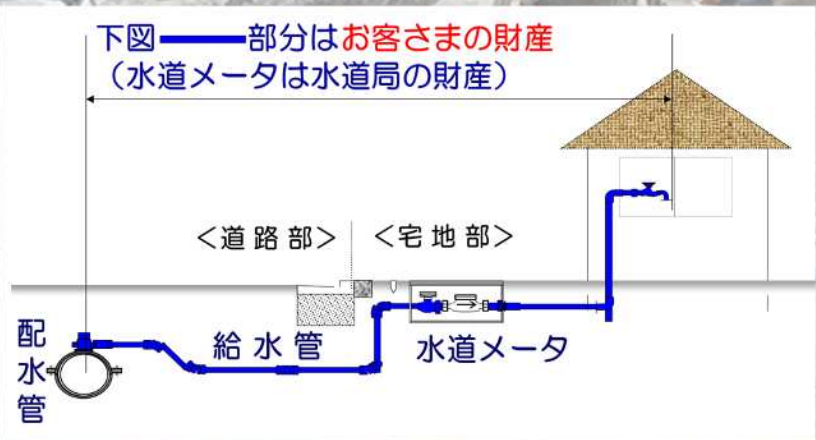
長期間不使用の
給水管をお持ちの
お客さまへ

使用見込みのない給水管の撤去をお願いします

● 「給水管」とは

- ✓ お客さまが、水道水を使用するために、配水管等から分岐して宅地や家屋に引き込んだ管を「給水管」といいます。
- ✓ 給水管はお客さまの財産であり、お客さま自身で維持管理する必要があります。

(右図参照)



➤ 使用見込みのない給水管は撤去する必要があります

- 東京都給水条例第33条第1項の規定により、**使用見込みのない給水管はお客さまご自身で撤去しなくてはなりません。**
- 長期間使われていない給水管で漏水すると、漏水の発見が遅れ、貴重な水を失うばかりでなく、道路陥没などの二次被害につながります。



<給水管から漏水している様子>

➤ 「意向確認書」により給水管の使用見込み等を教えてください

- 給水管の使用見込み把握のため、**同封の「意向確認書」を提出してください。**
- 「長期不使用給水管整理事業」の対象給水管（同封の「意向確認書」に所在地を記載）については、お客さまからの依頼があった場合、水道局が撤去します。詳細は裏面をご覧ください。
- お客さまの都合（使用見込みがある場合など）により給水管を残置することも可能です。給水管が残置されている間は、お客さま自身で適切に維持管理していただく必要があります。**万が一残置した給水管を原因とする漏水事故等が発生し、第三者に損害を与えたときは、東京都給水条例第18条第2項の規定によりお客さま等の責任となります。**



1 事業目的

給水環境の適正化を一層促進し、平常時のもとより、災害時も含めた漏水リスクの軽減を図っていくことを目的として、長期間使われなまま残されている給水管を水道局が撤去する事業を実施していきます。

2 実施内容

以下の両条件に該当する給水管のうち、事業運営上、当局が必要と判断したものについて、お客さまからの依頼があった場合には、水道局が切り離し（撤去）を実施します。

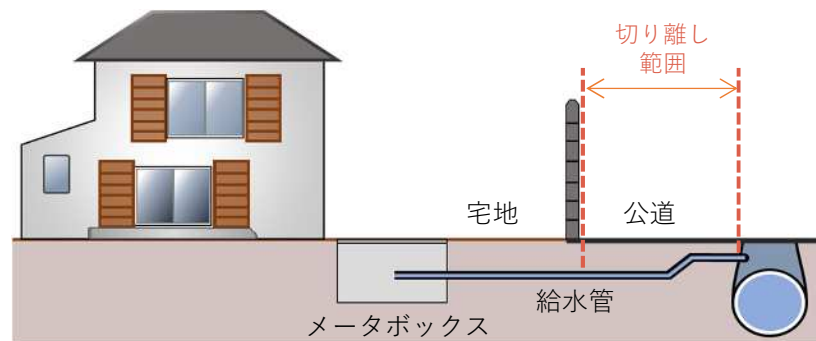
ただし、道路拡幅や宅地開発等に伴い、撤去や再使用されるものを除きます。

- ・ 耐震継手化が完了している配水管から分岐していること。
- ・ 平成27年3月31日までに水道の使用を中止していること。

○工事内容

下図のとおり、公道下の給水管を撤去する工事です。

ただし、現地状況等を踏まえた水道局の判断により、必要に応じて宅地内を掘削したり、水道メータボックス部分までの給水管を撤去することがあります。



3 お客さまに提出いただく書類

・ 意向確認書

内容をご確認いただき、ご署名・押印のうえ、ご提出ください。

★ 意向確認書は返信用封筒に入れて投函してください。

※選択された内容にかかわらず、皆様に返信をお願いしております。
お手数ですがご協力をお願いいたします。

4 その他

- ・ 長期不使用給水管について身に覚えのない費用を請求されたなど、不審に思われた際には、下記連絡先にご連絡ください。
- ・ 今回撤去工事を施工せず残置した場合でも、お客さま以外で給水管の処分権限を有する者の意思による工事や、事故等に伴う水道局による緊急対応等が行われ、給水管が撤去される場合があります。

本事業の内容は東京都水道局の公式ホームページにも掲載しております。

<http://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/chouki/>

ホームページはこちら



【問合せ先】

(23区) 給水部給水課 (漏水防止担当) ☎03-5320-6477

(多摩地区) 多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 (工務担当) ☎042-548-5391